#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 2 年 7 月 9 日現在

機関番号: 34304 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2017~2019

課題番号: 17K18384

研究課題名(和文)古代東アジアの祭祀文化の伝播・受容から見た神祇令の法文化史的研究

研究課題名(英文)A study on the legal and cultural history of the Shinto ritual as seen from the propagation and acceptance of ritual culture in ancient East Asia

#### 研究代表者

久禮 旦雄(KURE, Asao)

京都産業大学・法学部・准教授

研究者番号:50726990

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文):従来、中国の影響下に成立したとされる律令において、例外的に神祇令は日本の在来なれる特殊性が強く反映されたと考えられていた。本研究は、そのような神祇令における東アジア文化の影響を

検討するものである。 特に神祇令の中心である皇位継承儀礼と、神祇令に含まれないが皇位継承において重要な要素である改元を検討 した。その結果、7・8世紀の律令形成期においては、神祇令に示された理念と、現実の社会の中で行われている 祭祀には距離が存在したが、9世紀段階に入ると、理念と現実との齟齬が解消され、独特の国制と、政権を正当 化するための神祇令に基づきつつ、その他の要素も含む独自の祭祀の体系が成立したことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義 本研究は、古代の東アジア世界における文化受容史の視点から、日本の神祇令及び律令制祭祀の位置づけを試み るものである。日本古代の律令法において、祭祀を規定する神祇令は、独自の内容を多く含む法典である。しか しその規定は理念的で、社会における祭祀の実態とは乖離しているという指摘がある。そこで本研究では、律令 注に担定された祭祀と実際地域社会で行われていた祭祀との関係を考察し、東アジアの文化受容の中での神祇令 法に規定された祭祀と実際地域社会で行われていた祭祀との関係を考察し、東アジアの文化受容の中での神祇令の位置づけを試みる。それによって古代東アジアの「生きた法律文化のあり方」を明確にする。

研究成果の概要(英文): In the past, it was thought that the Shinto ritual was exceptionally strongly reflected in the peculiarities of Japanese traditional culture in the rituals that were established under the influence of China. This study examines the influence of East Asian culture, including China, on such Shinto rituals.

In particular, we examined the ceremonial succession ritual, which is the center of the Shinto rite, and Kaigen(Change Gengou), which is not included in the Shinto ritual, but is an important factor

in the succession of the royal throne. As a result, in the 7th and 8th centuries, when there was a distance between the idea shown in the Shinto ritual and the rituals held in the actual society, the idea became It was revealed that the discrepancy between the reality and the reality was resolved, and that a unique system of rituals was established, which was based on the unique national system and the deity of law to justify the administration, but also included other elements.

研究分野:法制史

キーワード: 律令制 東アジア 神祇祭祀 法社会史 古代史

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

# 様 式 C-19、F-19-1、Z-19(共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近年、社会の中での生きた法の実相を理解しようとする法社会学の影響もあり、法律・制度の歴史を対象とする法制史のあり方にも変化が現れてきている。即ち、法律・制度を社会との関係において理解し、それを踏まえて現実社会における法の実効性まで議論の対象とした「法社会史」という枠組みが注目されている。

一方、日本古代法研究においては、日唐の律令法を比較し、律令法の日本社会における運用の限界や、その克服のための法の変化の過程が研究されてきた。これは、法社会史の問題意識とも共通するところがある。中でも、神祇令は国家による神祇祭祀を規定したものであるが、唐の祠令をモデルとしつつ、内容は大きく異なり、編目の名称も違う、日本独自の性格が強いものである。その内容は、従来当時の日本社会の祭祀のあり方を反映したものとされてきたが、近年、その祭祀のあり方は理念的なもので、実際の祭祀のかたちとは乖離したものであるという指摘がされている。日本の神祇令の古代社会の中での位置づけを理解するためには、中国と日本の祭祀・儀礼の比較を行うとともに、日本においても畿内を中心とする律令制祭祀や地方でも国司を中心とした祭祀とともに、社会における祭祀・儀礼の実態を理解する必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、古代の東アジア世界における文化受容史の視点から、日本の神祇令及び律令制祭祀の位置づけを試みるものである。日本古代の律令法において、祭祀を規定する神祇令は、独自の内容を多く含む法典である。しかしその規定は理念的で、社会における祭祀の実態とは乖離しているという指摘がある。そこで本研究では、律令法に規定された祭祀と実際地域社会で行われていた祭祀との関係を考察する。さらに、祭祀に関する法と現実との乖離が唐・新羅において存在したのかを検討する。同時に、唐・新羅から法律の継受によってもたらされた祭祀とは別に、地域社会で行われていた祭祀もまた日本に伝来していた可能性を探り、東アジアの文化受容の中での神祇令の位置づけを試みる。それによって古代東アジアの「生きた法律文化のあり方」を明確にする。

# 3. 研究の方法

本研究では、(1) 古代東アジア世界において法典に規定され、また国家により行われた祭祀・儀礼と、社会において行われた祭祀・儀礼との関係、(2) 法典の継受を介した祭祀の受容のみならず、地域社会で行われた祭祀の東アジア内部での影響関係について考察する。

具体的には、祭祀・儀礼について規定・記述した法典・史書などの史料を調査し、古代社会における祭祀の実態を明らかにするとともに、その国家支配における役割を明確にする。そして東アジア世界における文化受容の観点から、それらの祭祀・儀礼の日本社会への導入過程について検討を行う。

### 4. 研究成果

- (1)本研究は、古代の東アジア世界における文化受容史の観点から、日本の神祇令及び律令制祭祀の位置づけを試みるものである。しかし、その分析の対象となる、現存している祭祀関係史料は、古代に書かれたものがそのまま残っていることは少なく、中世・近世に書写されたものがほとんどである。そして、その場合、書写の過程において錯誤や、時としてその時代状況による加筆・修正などが行われている可能性もある。そのため、まず、現在の皇室祭祀の直接の淵源となる近世の皇室・朝廷に関する研究・史料の収集・整理を行ない、目録化を行なった。これにより、特に近世における古典復興運動の中での、古代史関係史料の研究や祭祀復興の動きについて全体像を把握することが可能となり、それらの成果を前提として、古代の法制度や祭祀について理解することが可能となった。
- (2)続いて、日本古代社会における「神祇」はいかなる存在として認識されていたかを理解するため、律令と並んで、古代律令国家の国家事業として評価される『日本書紀』以降の六国史において神祇・神社・祭祀がどのように記述されているかの分析を行なった。それにより、『日本書紀』における神話・神祇は、儒教的な価値観の中で、一定の客観性(「このような伝承もある」として、異説を認める姿勢)をもって記述されており、同時代の政治・社会状況に応じて、天孫降臨神話を中心にしつつ、ある程度の幅があることが許容されていたことを明らかにした。
- (3) その上で、日本古代における神祇祭祀への東アジア文化の影響について考察を行い、平安時代初期における伊勢神宮の祭祀への、中国的な節句行事の影響や、奈良時代後期における国家祭祀への仏教思想の影響について論じた。これに関係して、仏教と関係の深い稲荷大社・日吉大社の歴史についても検討を行った。これにより、日本の神祇祭祀は、さまざまな文化導入の経路を通じ、外来文化をとりいれつつ独自に展開・変化しており、律令法に規定された神祇祭祀はその上に理念的に構築されたものであることが明らかになった。それは、『日本書紀』に記された天孫降臨神話と、氏族神話との関係とよく似た形をとる。
- (4)以上述べてきたような、理念的な律令に規定された祭祀・儀礼と、実際に社会で行われてきた祭祀・儀礼という二重構造はその後、どのように展開にしていったのかについて、皇位継承儀礼と改元を中心に考察を行い、平安時代初期に相互に影響を与えつつ、統合されていったことを論じ、それに関連して、飛鳥・奈良時代における年号文化の日本への導入や中世の年号制度、また近代における皇位継承儀礼についても考察した。

以上のような研究を通じ、7世紀から8世紀にかけては理念と実情に乖離があった律令神祇祭 祀制度が、9世紀から10世紀において外来・在来要素が融合した独自の祭祀体系を構築するに 至り、それが近代に至るまで、それぞれの時代状況に応じて変化しつつ継承されたことを明らか にした。

# 5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件(うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

1 . 著者名 久禮旦雄	4.巻 240
2.論文標題	5 . 発行年
伊勢神宮・伊勢斎宮の五節句ー『延暦儀式帳』・『延喜斎宮式』から	2018年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
瑞垣	5-15
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名	<b>4</b> .巻
久禮旦雄	79
2.論文標題	5 . 発行年
光格天皇・仁孝天皇研究論文目録(稿)	2017年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
モラロジー研究: 倫理道徳研究フォーラム	137 143
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名	4.巻
皇室関係資料文庫	80
2 . 論文標題	5 . 発行年
享和元年の光格天皇宸筆「勅題・勅点」資料	2017年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
モラロジー研究 : 倫理道徳研究フォーラム	59-73
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
なし	有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
1.著者名 久禮旦雄	4.巻 661
2.論文標題	5 . 発行年
書評 三宅和朗著『古代の人々の心性と環境 : 異界・境界・現世』	2017年
3.雑誌名	6 . 最初と最後の頁
日本史研究	58-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	
なし	査読の有無 有

	1 . w
1.著者名	4 . 巻
久禮旦雄	61
2.論文標題	5.発行年
淳和天皇朝の稲荷神社	2018年
2 http://	C = 171.5 = 1.5 =
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
朱	145 151
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	   査読の有無
なし	量がの有無無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1 . 著者名	4 . 巻
久禮旦雄	68-1
2.論文標題	5.発行年
上代の皇位継承	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
3.雜誌台 藝林	6. 取例と取復の貝 2-24
	[ -2.
掲載論文のDOI(デジタルオプジェクト識別子)	
なし	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	-
1.著者名	4 . 巻
久禮旦雄	24
2 . 論文標題	5.発行年
元号のはじまり	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
3.維認名 京都産業大学日本文化研究所紀要	6. 取例と取後の貝   78-93
ハド/エボハ、1 日 下へ   D M   7 D M	70 00
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
<b>なし</b>	無
オープンアクセス	国際共著
オープンアグセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	· 四际六自
1. 著者名	4.巻
久禮旦雄	159
2 . 論文標題	5.発行年
元号制度と年号勘文	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
悠久	62-75
曷載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	   査読の有無
では なし	無
	無 

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)	
1. 発表者名	
久禮旦雄	
2. 発表標題	
上代の皇位継承	
3. 学会等名	
藝林会	
4 . 発表年	
2018年	
1 . 発表者名	
久禮旦雄	
2.発表標題	
元号のはじまり	
3. 学会等名	
京都産業大学日本文化研究所公開シンポジウム「元号の世界 最新の研究から 」	
4 . 完表午 2018年	
20104	
1. 発表者名	
久禮旦雄	
2.発表標題	
平安時代初期の王権と改元	
3.学会等名	
歴博国際シンポジウム「年号と東アジアの思想と文化」	
4 . 発表年	
2017年	
〔図書〕 計8件	
1 . 著者名	4 . 発行年
所功・久禮旦雄・橋本富太郎・後藤真生	2018年
2. 出版社	
モラロジー研究所出版部	128
2 車々	
3 . 書名 皇位継承の歴史と廣池千九郎	
土 は水はケン/正文 (1971年) / 10以7	

1.著者名	4 . 発行年
遠藤慶太・河内春人・関根淳・細井浩志・久禮旦雄	2018年
2.出版社	5.総ページ数
八木書店	544
3 . 書名	
日本書紀の誕生に編纂と受容の歴史	
1. 著者名	4 . 発行年
嵯峨井建・平泉隆房・松本丘・久禮旦雄	2018年
The second secon	
2. 出版社	5.総ページ数
日吉大社	219
3.書名	
日吉大社大年表	
1. 著者名	4 . 発行年
大江篤・久留島元・佐々木聡・木場貴俊・久禮旦雄	2018年
A STATE OF THE STA	,
2.出版社	5.総ページ数
臨川書店	356
3 . 書名	
怪異学の地平	
1 . 著者名	4 . 発行年
仁藤敦史・仁藤智子・佐々田悠・佐藤長門・久禮旦雄	2018年
2.出版社	5.総ページ数
竹林舎	560
3 . 書名	
古代王権の史実と虚構 (古代文学と隣接諸学 3)	
l l	

1 . 著者名   所功・久禮旦雄・吉野健一	4 . 発行年 2018年
2.出版社 文藝春秋社	5.総ページ数 <sup>350</sup>
3 . 書名	
元号 年号から読み解く日本史	
1.著者名	4.発行年
水上雅晴・高田宗平・久禮旦雄	2019年
2.出版社	5 . 総ページ数
2 . 山城社   八木書店古書出版部	5 . 総ペーン数 767
3 . 書名	
年号と東アジア: 改元の思想と文化	
1.著者名	4.発行年
大江篤・久禮旦雄	2019年
2.出版社	5.総ページ数
臨川書店	168
3.書名 皇位継承の歴史と儀礼	
主体に外り位文で扱行	
〔産業財産権〕	
〔その他〕	
「元号のはじまり」『京都産業大学日本文化研究所紀要』 24	
https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10274	F&item_no=1&page_id=13█_id=21

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----